

年度途中における保育・学童入所申込について

1.年度途中における入所申込の受付期間

年度途中の保育所・公立学童新規申込については、下記の受付期間までに、必要書類一式を子ども家庭課窓口へ提出してください。

入所希望日	入所受付期間
5月1日	3月1日～3月31日
6月1日	4月1日～4月30日
7月1日	5月1日～5月31日
8月1日	6月1日～6月30日
9月1日	7月1日～7月31日
10月1日	8月1日～8月31日
11月1日	9月1日～9月30日
12月1日	10月1日～10月31日
1月1日	11月1日～11月30日
2月1日	12月1日～12月28日
3月1日	1月4日～1月31日

※各月の入所受付期間を過ぎての申込の場合、入所月は翌月になりますので、ご注意ください。
例)8月1日入所希望だが、7月1日以降に申請をした場合は9月1日からの入所選考となります。

※職場復帰(育児休業からの職場復帰)に伴う入所申込を予定されている場合(年度途中の申込)は、職場復帰の3か月前から受付可能です。

例)2月1日復帰の場合は、入所申込受付は11月1日から可能です。保育所入所は1月から可能です(1か月は慣らし保育期間となります)

※入所日は原則月の初日(1日)となります